契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部保健医療室医療対策課	下記の業務委託契約について、再委託に係る受注者からの通知は書面で行われていたが、当該通知に対する府の承認が口頭で行われていた。 そのため、再委託の承認についての意思決定に係る文書が作成されていなかった。 「大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム等改修委託業務」 (1) 契約期間:平成27年9月3日から平成28年3月31日まで (2) 契約金額:24,948,000円 (3) 再委託業務:スマートフォンアプリの製造	れたい。 【大阪府行政文書管理規則】 (文書管理の基本) 第3条 事務は、原則として文書(図画、写真及びスライド等並びに電磁的記録を含む。以下同じ。)により処理しなければならない。 (行政文書の作成) 第13条 意思決定に当たっては文書(電磁的記録にあっては、電子文書に限る。以下この条において同じ。)を作成して行うこと並びに事務及び事業の実績について文書を作成することを原則とする。 2 前項の規定にかかわらず、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合及び処理に係る事案が軽微なものである場合は、文書の作成を要しないものとする。ただし、意思決定と同時に文書を作成することが困難な場合にあっては、事後に文書を作成しなければならない。 【大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム等改修委託業務契約書】 (再委託等の禁止及び誓約書の提出) 第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が、委任し、又は請け負わせるようを任者又は下請負人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他発注者が必要とする事項を書面をもって発注者に通知し、発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。	平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、文書事務のルール等の順守について注意喚起を行った。今後、「委託役務における再委託等の承認事務に関する指針」及び「大阪府行政文書管理規則」に基づいた契約事務フローを作成する等、事務処理の可視化を図り、再委託の承認の手続を行う際には、複数名による確認を徹底することにより適正な事務処理に努める。

使用料徴収手続の不備

対象受検機関		:	検出事項		是正を求める事項	措置の内容
都市整備部 港湾局		用料の納入について、 以内としていなかった		ぶないにもかかわらず、	財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、今後は 法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。	本件監査結果を港湾局職 員全員に周知するとともに、 今後は、適正な事務処理を行 うよう注意喚起した。
	内容	発行日	(誤)納期限	(正)納期限	【大阪府財務規則】	また、平成29年3月に関係規則の改正を行い、納期限に
	海岸事業使用料	平成28年4月1日	平成28年5月31日	平成28年4月21日	(納入の通知) 第25条 3 第1項の規定により納入通知書を発する場合は、これ を発する日から20日以内(当該期間の末日が日曜日又 は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項 各号に掲げる日のいずれか(以下「日曜日等」という。) に該当する場合にあっては、これらの日の翌日まで) において、適宜の納期限を定めなければならない。た だし、特定の納期限を指定する必要があるものは、こ の限りではない。	関する規定を設け、事務の適正化を図った。

監査(検査)実施年月日(委員:平成-年-月-日、事務局:平成28年6月20日から同年7月13日まで)

収入事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
保健医療企画課 き使らえ。 説 目は	証紙による収入については、証紙収入金整理特別会計を設置し、売りさばの会計を設置し、売りさ紙のき代金を歳入として整理して、証紙の使用実績に基づいて当該特別会計を多りである。 は、毎月末現在におけりである。 は、毎月末現在におけりである。 は、毎月末現在におけりである。 は、毎月末現在におけりである。 は、毎月末現在におけりでは、翌月10日までに会計管理者に送付しなけれいでは、平成27年7月に証紙にはいる。 はないが、平成27年7月に証紙では、では、13ならの円)をでは、8,000円)及び生では、8,000円)をでは、133,600円)についた。	 【地方自治法】 第231条の2 2 証紙による収入の方法による場合においては、証紙の売りさばき代金をもって歳入とする。 【大阪府証紙徴収条例】 第2条 手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、知事が告示で指定する手数料は、これによらないことができる。 【大阪府証紙徴収条例施行規則】 第16条 証紙収入金整理特別会計から一般会計へ振替するときは、歳入徴収者は、毎月末現在における調定何書(証紙用)(様式第7号)を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならない。 	平成28年9月に、室内連絡会議により室・課内職員に監査結果の情報共有を行うとともに、関係法令等の順守について注意喚起を行った。今後は、会計事務に係るスケジュールの一覧表を作成する等して、処理期限等を可視化し、進捗管理を徹底することにより、会計事務のルール等に基づき適正な事務処理に努める。

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
健康医療部 薬務課	証紙による収入については、証紙収入金整理特別会計を設置し、売りさばき代金を歳入として整理して、証紙の使用実績に基づいて当該特別会計から一般会計の各手数料収入に振り替えることとしている。歳入徴収者は、毎月末現在における調定伺書(証紙用)を作成し、翌月10日までに会計管理者に送付しなければならないが、平成27年5月に証紙収納した毒劇物取扱者試験手数料(472件、4,956,000円)について、同年6月19日に調定を行っていた。		に監査結果の情報共有を行うとともに、大阪府証紙徴収条例施行規則の規定を踏まえた証紙収入の調定手続について、再度周知を図った。今後は、チェック体制を強化し、適正な事務執行に努めるとともに、課内会計研修の機会などを捉えて、更なる意識の向上を図っていく。

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関		検出事項	是正を求める事項	措置の内容
中央府税事務所	行った職員	 外勤務命令を行った後に、時間 務実績入力を失念したまま放置 事実発生時期 平成27年11月	 速やかに必要な是正措置を講じられたい。 今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外 勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務 の実績の入力を行うとともに、直接監督責任 者は総務事務システムにより、職員の時間外 勤務実績の入力漏れがないか把握を行う等 適正な勤務管理を行われたい。	は、追給を行った。 また、他の時間外勤務についても適正に行われていることを確認した。 今後適正な勤務管理を行っていくため、(1)所属職員が時間外勤務を行った場合は、速やかに実績登録を行うこと、(2)直接監督責任者は、実績登録がされていない場合、当該職員に対し速やかに登録を行うよう指導すること、(3)直接監督責任者は毎月末に申請・承認漏れがないかを確認することについて、所属職員に周知徹底を行った。

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成28年12月9日)

対象受検機関			検出事項	是正を求める事項	措置の内容
なにわ北府税事務所			命令を行った後に、時間外勤務を行った職員が、時 ま放置されていた事案が合計5件あった。	速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後は、職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やか	是正を求められた時間外勤務について、速やかに確認し、時間外勤務実績の申請及び承認処理を行った。(事実発
	人数	延べ件数	事実発生時期	に時間外勤務の実績の入力を行うととも に、直接監督責任者は総務事務システム	生時期から1年以上経過した2事案については、総務事務システム上、当所
	4名	5件	平成27年4月、7月、11月、平成28年3月	により、職員の時間外勤務実績の入力漏 れがないか把握を行う等適正な勤務管理 を行われたい。	において処理することができないため、総務サービス課へ是正処理を依頼 済み。)
					である。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

監査(検査)実施年月日(事務局:平成28年11月28日)

対象受検機関		検出事項	是正を求める事項	措置の内容
寝屋川水系改修工営所	務を行った	 外勤務命令を行った後に、時間外勤 外勤務実績入力を失念したまま放置	速やかに必要な是正措置を講じられたい。今後	時間外勤務実績を確認した上で、該当職員に時間外勤務実績の入力等を行わせ、速やかに直接監督責任者等で承認を行った。 平成28年12月21日に総務サービス課長あてに
				(4) 直接監督責任者等は、毎月総務事務システムで承認漏れがないことを確認する。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年11月16日)

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容	
健康医療部 健康医療総務課	建設仮勘定の精算状況を確認 るが、本資産勘定への精算が行 上すべきものを誤って建設仮甚	 すわれていなかったも	のが3件、費用として計		平成28年9月に、課内会議に より課内職員に監査結果の情報 共有を行った。 また、財務会計システムにて、 建設仮勘定に計上している金額	
	契約名称	支出額 精算すべき金額		【大阪府建設仮勘定取扱要領】	を複式情報訂正した後に、改め	
	大阪府茨木保健所外 2 件 太陽光発電設備設置工事 実施設計業務	3, 857, 904円	3,857,904円	第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び 第5条に規定する取得年月日又は異動年月日 をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の	て精算登録を行った。 今後は、大阪府建設仮勘定取 扱要領及び新公会計制度マニュ アルに基づき、適正な事務処理 に努める。	
	大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 実施設計業務	1, 211, 440円	1, 211, 440円	ればならない。 (参考)建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の		
	大阪府吹田保健所 昇降機設備改修工事 監理業務	510, 480円	510, 480円	「利公会計制度マーユアル」第一章 初公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設 仮勘定 より ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いま		
	契約名称	支出額	費用計上すべき金額			
	大阪府茨木保健所 点検調査業務	203, 030円	203, 030円			
				すが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。		

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容		
健康医療部 保健医療室 医療対策課	建設仮勘定の精算状況を確が、本資産勘定への精算が行べきものを誤って建設仮勘定	「われていなかったものか	51件、費用として計上す	当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。 また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、 適正な事務処理を行われたい。	監査受検後、直ちに財務会計 システムにて、建設仮勘定に計 上している金額を複式情報訂 正した後に、改めて精算登録を 行った。		
	契約名称	支出額	精算すべき金額	【大阪府建設仮勘定取扱要領】	また、平成28年9月に、室内		
	災害拠点病院支援施設 無停電電源設備改修工事 実施設計業務	1, 410, 667円	1, 410, 667円	第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5 条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって 精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と 同額の財産を公有財産台帳に登録しなければなら ない。	連絡会議により室・課内職員に 監査結果の情報共有を行った。 今後は、大阪府建設仮勘定取 扱要領及び新公会計制度マニュアルに基づき、適正な事務処 理に努める。		
	契約名称	支出額	費用計上すべき金額	i			
	大阪府広域医療搬送拠点 八尾SCU点検調査業務	333, 630円	333,630円	(参考)建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、 2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定より			
	災害拠点病院支援施設 点検調査業務	284, 890円	284, 890円	○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修に			
				かかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有 財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産 台帳(公有財産システム)への記録を行いますが、併 せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべ き勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が 行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設 仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ 変更することはできませんので、建設仮勘定に計上し ている金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録 を行います。			

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
対象受検機関 健康医療部保健医療室健康づくり課	ところ、費用として計上すべきものを誤って	当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。 【大阪府建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 (参考)建設仮勘定の精算処理について「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5建設仮勘定 より ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に	監査受検後、直ちに財務会計 システムに対して、建設仮勘定計 上した後に、改めて精算登録を行った。 また、平成28年9月に、室内 連査結果の情報共有を行った。 連査結果の情報共有を行った。 今後は、大新公会計制度 が新いて、適正な事務処理 に努める。
	ΕΕ-Τ. (ΔΔΤ	登録されるものが対象となります。 「工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳(公有財産システム)への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 「お、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。	

対象受検機関		検出事項		是正を求める事項	措置の内容
南部流域下水道事務所	建設仮勘定の精算料 財産台帳等処理要領別 べきものを誤って建設 いるものがあった。	別表4に基づき、			当該建設仮勘定の金額を含め、誤って建設仮勘 定に計上されたままとなっていたものについては 全て修正を完了し、精算処理を実施した。 財務処理を担当している総務グループ内で、「操 作マニュアル」を作成し、周知徹底を図るととも
	契約件名	総支出金額	費用計上すべき 金額	【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表	に、財務会計システムの支出命令同時に、事業複 式仕分の操作画面を複数回確認するなど、チェッ
水道北部水みら センター濃縮機 設備更新工事(そ 1) 南大阪湾岸流域 水道北部水みら センター濃縮機 設備更新工事(そ	南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その1)	10, 782, 720円	325, 509円	(固定資産計上の基本方針) 1.取得時点での取引価格(購入代価等)だけではなく、 その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計 費など)も含めて資産として計上する。	クを強化した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領及び大 阪府建設仮勘定取扱要領に基づき、適正な事務処 理に努める。
	南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その2)	2,916,000円	759, 093円	2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を 増すことに要した支出は資産として計上する。なお、こ の場合における付随的支出についても前項の規定を準 用する。 3. 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復 等機能維持に要した支出については資産計上しない。	
	合計	13, 698, 720円	1,084,602円	4. 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。	

【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算) 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条 に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算し なければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同 額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取 得年月日及び異動年月日とする。 (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得について は、その所有権の取得の日。 (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。な お、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 (3) 物権は、それを設定した日。 (4) 無体財産権は、それを登録した日。 (5) 出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及 び信託した日。 (参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用に ついて、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、 又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールす るための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資 産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録される ものが対象となります。 ○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳 (公有財産システム) への記録を行いますが、併せて、財 務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精 算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘 定に計上している場合、精算登録において費用へ変更する ことはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を

複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。

貸付金の計上誤り

対象受検機関			検出	当事項			是正を求める事項	措置の内容
健康医療部保健医療室保健医療企画課	て翌年度 る。 平成27年 付金(予定 大、長期貸	に回収が予定 年度年次決算 定)に係る回収	反府立病院機構建設に されている金額を長 を理として短期貸付	改良資金貸付金にで 期貸付金から短期 金への振替を行って めていたことから、	△7, 748, 075	ている	当該貸付金の金額について、速やかに修正処理を実施されたい。 今後は、適切な決算整理事務に努められたい。 【大阪府財務諸表作成基準】 (流動資産の計上) 第14条 流動資産の計上は次のとおりとする。 (5) 短期貸付金 法第240条第1項に規定する債権である貸付金(以下「貸付金」という。)のうち、翌会計年度に償還期限が到来する金額を計上する。 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (8) 投資その他の資産	修正処理については、平成28 年6月28日に、年次決算整理報
							イ 長期貸付金 第14条第5号に規定する短 期貸付金を除く貸付金を計上 する。	

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項			是正を求める事項	措置の内容
池田土木事務所	平成26年度から平成28年度における以下の業務については、工事が完了し、引き渡しを受けたときにおいて、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要がある。また、それまでの間は、大阪府財務諸表作成基準第15条第7号に基づき一時的に建設仮勘定に計上する必要があるが、建設仮勘定に計上せずに、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。			保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計	建設仮勘定に計上すべき資産が、 費用処理されていたものについて は、速やかに建設仮勘定への登録を 行った。 また、月次決算整理時には、誤っ た事務処理が行われないよう、所内 担当者に対し、建設仮勘定の精算と 仕訳の確認の際の留意点について、 周知徹底を行った。 今後は、資産と費用のいずれに該
	年度	契約名称	金額	費など)も含めて資産として計上する。 当 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を	当するかを固定資産計上基準等に照らして十分に検討し、適正な事務処理を行う。
	平成26年度	線建設事業の施行に係	80, 164, 000円		
	平成27年度		524, 579, 000円		
	平成28年度		265, 225, 000円		
	合計		869, 968, 000円		
				【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の計上) 第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第 15条第1号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)、同条第2号アに規定する有形固定資産(土地を除く。)及び同条第6号に規定するソフトウェアとする。 2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。	

【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 一 事業用資産 ア 有形固定資産 公有財産のうち、土地、建物、工作物、立木竹、 船舶、浮標等及び航空機を計上する。ただし、次号 に規定するインフラ資産(以下本号において同じ。) に属するものを除く。 二 インフラ資産 ア 有形固定資産 公有財産のうち、道路、河川、下水道、港湾、漁 港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能す る資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。 六 ソフトウェア 取得原価が100万円以上のソフトウェアを計上す 七 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合に おける支出及びその付随的支出を、資産が完成するま での間、一時的に計上する。

監査(検査)実施年月日(委員:平成28年10月11日及び平成29年1月11日、事務局:平成28年11月1日)